

社会福祉施設耐震化促進事業（耐震診断・耐震改修経費）補助金に関するQ&A

1 補助対象となる事業者・建物・施設について

Q1 どのような事業者が補助の対象となるのか？

A1 都内に社会福祉施設等を自己所有する民間の事業者、もしくは都外の都民利用施設を自己所有する民間の事業者が補助対象となります。

Q2 建物の構造、用途、面積、階数等の制約はあるか？

A2 旧耐震基準（昭和56年6月1日以前の建築確認）で建築された建物であれば、構造等の要件は問いません。

Q3 昭和57年以降の建築だが、耐震偽装が心配なので耐震診断を受けたい。補助対象となるか？

A3 旧耐震基準で建築された建物が補助対象です。昭和57年以降の新耐震基準で建築された建物は対象となりません。

Q4 法人の所在地は都外だが、都内に施設を持っている。補助の対象になるか？

A4 都内に自己所有している施設であれば対象となります。
逆に、法人の所在地は都内だが、施設が都外にある場合は都民利用施設を除き、補助対象外です。

Q5 職員寮のような職員のみが使用する建物についても補助対象となるか？

A5 補助制度創設の主旨は、利用者の安全・安心の確保です。社会福祉施設であっても、専ら職員のために供する職員寮や、訪問看護ステーションのような利用者が滞在しない施設は補助の対象外となります。

Q6 1つの建物で入所施設、通所施設の複数のサービスを行っている場合の取扱はどうなるのか？補助対象面積は？

A6 要綱上の別表1に記載されている施設であれば、その種別で使用する部分のみ補助対象となります。
共有部分については、補助対象に該当する施設種別とそうでない部分で按分し補助対象面積を算出します。

Q7 民間事業者として区市町村立施設の指定管理をしている。耐震診断、耐震改修を実施したいが、対象となるか？

A7 指定管理や運営委託を含む公立の施設（施設の所有者が公）については対象外となります。

2 補助制度について

Q8 補助申請をする場合、申請はどのような流れになるのか？

A8 ①事業計画書の提出（耐震改修の場合）。②交付申請書の提出。③交付決定。④事業終了後事業実績報告書を提出。⑤交付額確定。⑥請求書の提出となります。

Q9 複数のサービスを行っている建物について申請をする予定だが、様式にはどの施設種別を記入すればよいのか？

A9 複数のサービスを行っている建物については、各サービスごとに様式を分け記入してください。

Q10 外見は1棟の建物だが構造上は2棟の建物でも、1棟として補助申請をするのか？

A10 構造上2棟となる建物については、それぞれを1棟として補助申請することになります。

Q11 実支出額が補助基本額を下回る場合の補助額はどのように算定されるのか？

A11 実支出額に補助率を乗じた額が補助対象経費となります（複数単価である。）。

3 耐震診断について

Q12 補助単価が複数あるが、3,000㎡の建物を所持している場合の補助基本額はどのように算定されるのか？

A12 延べ面積が3,000㎡であれば1,000㎡までは3,670円、1,000㎡を超え、2,000㎡までの部分については1,570円、2,000㎡を超える部分は1,050円となり、それぞれの単価と対象面積を乗じて得た額を合算し算定します。

Q13 過去、「耐震診断」を実施した施設について、再度「耐震診断」を実施する場合、補助対象になるか？

A13 過去に実施した「耐震診断」と同様の「耐震診断」は対象となりません。ただし、過去に実施した「耐震診断」が「社会福祉施設耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱（高齢）」の対象外のものであれば、過去の「耐震診断」と重複しないため、補助対象とすることができます。

Q14 耐震診断を行っているが、事故等により年度をまたいでしまう。補助対象となるのか？

A14 年度内に終了するものを補助対象としています。事故の発生等による診断の遅延等については、その時点で状況報告をしてください。

Q15 耐震診断に対する評定を取得する必要があるか？補助対象か？

A15 必須ではないが、耐震診断結果に対する第三者の評価という観点から取得することが望ましいです（ただし、当該評定に要した経費は補助対象外です。）。

Q16 耐震診断にはどの程度の期間が必要なのか？費用は？

A16 耐震診断には2～3ヶ月程度の期間が必要です。（評定を取得するのであれば、さらに3ヶ月程度かかります。）

費用は、面積や必要書類（一般図、構造図、構造計算書、仕様書、設計変更図、地盤調査報告書）の有無により異なるので一概には言えませんが、書類が揃っている鉄筋コンクリート造で3,000㎡の施設の場合、約260万円と推測されます。

Q17 耐震診断はどこに依頼すれば良いのか？

A17 一部の建築士事務所が行っています。

（参考）

（社）東京都建築士事務所協会ホームページや（財）日本建築防災協会ホームページに、耐震診断を実施している建築士事務所の一覧が掲載されている。

（東京都建築士事務所協会：<https://www.taaf.or.jp/index01.html>）

（日本建築防災協会：<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/jimusyo.html>）

Q18 耐震診断はどのようなことを行うのか？

A18 設計図書と現在の建物の構造が同じかどうかの確認、コンクリート強度の確認といった現地調査、調査の結果に基づく耐震診断計算や評価などを行い、建築物の標準耐震指標であるIs 値等を算出します。

Q19 耐震診断をする場合、老人デーサービスセンターのような休日が少ない施設や、入所施設のような24 時間利用する施設は、休園にする必要があるか？利用者がいても大丈夫か？

A19 利用者の安全が確保できるよう、耐震診断を実施する業者と入念な打合せの上、休園にしなくても充分実施可能と思われます。

Q20 耐震診断の結果、どのくらいの割合で改修が必要となるか？

A20 平成20年6月に福祉保健局で行ったアンケート調査では、耐震診断を行った建物のうち、55.4%の建物が改修が必要という結果でした。

Q21 財日本建築防災協会の第1 次診断を予定しているが、補助対象となるか？

A21 第1 次診断についても、国交省告示及び関連通知で認められているため、補助対象となります。ただし、第1 次診断については、その結果に応じて（ I_s 値0.8 未満となった場合）、再診断（第2 次診断もしくは第3 次診断）を行う必要があります。第1 次診断により耐震診断を行う場合は、第2 次診断もしくは第3 次診断を行う可能性があることも考慮して、年度内にすべてが完了するよう、事業に着手するようにしてください。

Q22 第1 次診断の後に行う再診断（第2 次診断もしくは第3 次診断）も補助対象となるか？

A22 第1 次診断の後に行う再診断（第2 次診断もしくは第3 次診断）についても補助の対象となります。第2 次診断もしくは第3 次診断を行うことになった場合は、都にご連絡いただくとともに、変更承認申請書を提出してください。

その場合の補助額は、それぞれ別個に算定せず、第1 次診断と再診断を合算し、補助額を算出します。

Q23 第1 次診断を行ったところ、 I_s 値が0.8 未満で再診断が必要と判断された。再診断を行わずに耐震改修を行ってよいか？

A23 再診断が必要ということは、まだ建物の耐震性の有無が判明していないことを意味するため、再診断で耐震性の有無を確認した上で耐震改修を行ってください。

そのため、再診断をせずに行う耐震改修については、補助の対象外となります。

4 耐震改修について

Q24 耐震改修をするとなった場合、施設の利用者はどのようにすればいいか？

A24 改修工事時に発生する音などにも配慮し、例えば、施設をブロックごとに区切り改修を進める方法や、工事実施の時期、時間帯に工夫をして居ながらにして、改修を行った事例があります。

Q25 耐震改修はどのような工事をするのか？

A25 概ね、建物の強度を補強する方法とじん性（ねばり）を補強する方法があります。

①耐震壁増設・・・壁を増やして補強する方法。最も簡単で効果の大きい方法。

②柱補強・・・鉄板やカーボンファイバーで柱や梁を補強することにより建物のねばりを増す方法

など、様々な工法があります。

Q26 補強工事にはどの程度の費用がかかるのか？

A26 改修工事の費用は建築年代(古さ)、規模、改修工法などによって異なるため、一概には言えません。

Q27 複数年度にまたがる改修工事も対象となるか？

A27 事業計画提出時に、複数年度にまたがる改修工事の計画を提出し、それが認められた場合は、複数年度にまたがる改修工事についても補助対象となります。

ただし、補助年度は令和7年度までなので、令和7年度末までに完了する事業を対象とします。

Q28 補助対象経費に設計費は含まれるか？

A28 設計費は、工事事務費に含まれるため、補助対象となります。

ただし、補助内示を受ける前に契約を締結して行った設計に関する費用は、補助対象外となります。

Q29 改修工事にあたって仮設の施設を建てた場合、この費用は含まれるか？

A29

耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設を整備した場合、補助要綱の別添1の3に定める条件を満たす場合、仮設施設整備に必要な賃借料等が補助対象となります。

Q30 改修をしてもIs 値0.7 (Iw 値1.1) 以上とならないが、補助の対象となるか？

A30 改修をしても国交省の基準であるIs 値0.6 (Iw 値1.0) 相当に満たない場合は、改修ではなく、改築を検討していただきたいと思います。補助の基準であるIs 値0.7 (Iw 値1.1) 相当に満たないものの、Is 値0.6 相当以上に改修することが可能な場合は、ご相談ください。

5 その他

Q31 鉄骨造で建てられていれば昭和56年以前の建築だとしても耐震診断を受ける必要はないと考え
ていいか？

A31 耐震性は木造、鉄骨といった工法による違いではなく、設計や造り方が問題となります。鉄骨造だとしても耐震性を備えている保証はなく、耐震診断を受け、耐震性の有無を把握することが望ましいです。

Q32 耐震診断は行うが、改修が必要となってしまった場合、財政的な理由から対応の目途が立たない。
補助申請しなくてよいか？

A32 改修が必要となってしまった場合は、施設利用者の安全・安心を確保していただくため、是非補助制度を活用し、耐震化を進めていただきたいと思います。

Q33 耐震診断の結果、 I_s 値が0.6 (I_w 値1.0)であり、耐震性ありと判定された。改修は行わなく
てよいか？

A33 耐震診断の結果 I_s 値が0.6 以上で、耐震性ありと判定された場合、国交省が示している「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」基準に適合していることとなります。

しかし、社会福祉施設等は、高齢者や障害者など、自力での避難が難しい方が多く利用する施設であり、耐震性はより高い方が理想的です。

今回の補助制度では、 I_s 値0.7 (I_w 値1.1) 未満の施設を耐震改修の補助対象に含めていますので、是非補助制度を活用し、より耐震性を高めていただきたいと思います。

Q34 I_s 値が0.3超 (I_w 値0.7超) のように、若干0.3 (0.7) を上回った場合でも補助率は13/16
か？

A34 今回の補助制度では、国交省告示で「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」とされている I_s 値0.3 (I_w 値0.7) 未満の施設については、耐震化を要する緊急性が特に高い建物として補助率を上乗せし、7/8の補助としています。 I_s 値0.3 (I_w 値0.7) 以上の「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされている建物については、13/16の補助としています。